

騒音・振動

【基本方針】

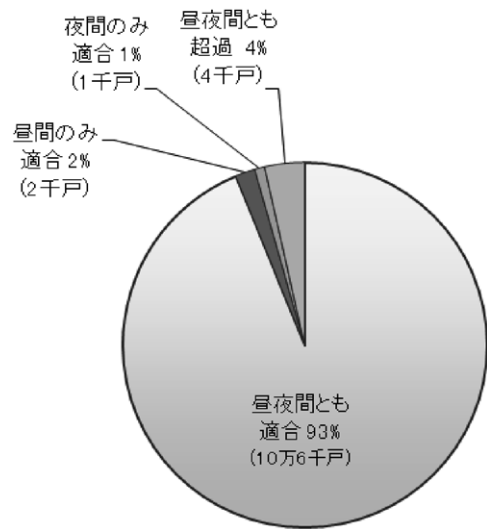
騒音・振動の発生源は、交通機関が主なものですが、工場・事業場、建設作業、更には、日常生活に起因する近隣騒音など多様であり、各々必要に応じた取組を進めています。

○ 自動車騒音・振動対策の推進

道路整備等にあたっては、総合的な交通対策を推進していますが、必要に応じ沿道環境対策を実施するとともに、関係機関にも働きかけを行っています。

道路交通騒音に係る環境基準の適合状況

(平成 23 年度)



○ 鉄道騒音・振動対策の推進

測定結果に基づき、防音・防振対策の要望を鉄道管理者に対し行っています。

○ 航空機騒音対策の推進

広島西飛行場周辺の航空機騒音防止工事はほぼ完了し、環境基準は達成されていますが、継続して調査を行っています。

○ 工場・事業場の対策の推進

騒音規制法、振動規制法等に基づき、工場・事業場等に対して、防音・防振措置、作業方法の改善等の指導を行っています。

また、公害苦情があった事業場等に対しては、

生活環境を保全するため、改善に向けた指導を行っています。

○ 建設作業対策の推進

公害苦情があった建設現場等への立入検査を行い、防音・遮音方法、作業方法、作業時間の変更等の指導を行っています。

○ その他の騒音対策

カラオケなどの深夜営業騒音や移動販売等の拡声放送音については、啓発用資料配布により注意を呼びかけています。

また、法令の規制を受けないボイラー、クーラー音など日常生活から発生する騒音等についても、発生者の協力を得ながら改善に努めています。

○ 監視体制の充実

自動車、鉄道、航空機から発生する騒音や振動について調査を行い、現況を把握しています。

有害化学物質

【基本方針】

近年、様々な産業活動や日常生活の中で多種多様な化学物質が使用され、私たちの生活に利便を提供しています。しかし一方で、化学物質による影響やその毒性が問題となっています。そのため、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質の環境調査を行い、市内の汚染状況を把握するとともに、必要な規制・指導、監視等の取組を進めています。

化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため、化学物質に関する正確な情報を市民・事業者・行政で共有しつつ相互に意思疎通を図るというリスクコミュニケーションを推進しています。

○ 工場・事業場の規制・指導

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への立入調査等を行っています。

家庭や空き地での、
ごみ焼却や野焼きはやめましょう！

○ P R T R制度による対策の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で定められた、環境への排出量等を把握する制度（P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度）に基づき、届出のあった化学物質の排出量等を、ホームページ等で公開しています。

○ 監視体制の充実

大気汚染防止法や、ダイオキシン類対策特別措置法で常時監視が義務付けられている有害大気汚染物質やダイオキシン類については、市内環境の状況を把握するため、環境調査を行っています。

ゼロミッションシティ広島の推進

【基本方針】

市民・事業者・行政の互いの協力により、ごみの発生を極力抑制し、どうしても発生するごみは、経済的、技術的に可能な限り有効に利用し、最終的に利用できないものは、適正に処分することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を目指しています。

○ 廃棄物等の発生抑制（リデュース）

(1) 環境意識の向上

公民館等でのリサイクル講座・講習会やごみの減量・リサイクルに関するイベントなどを行っています。

(2) 環境教育・環境学習の推進

「衣・食・住」もったいない運動のイベント開催、ごみ減らそうデー店頭キャンペーンなどを行っています。

P R T R—Pollutant Release and Transfer Register—とは？

P R T Rは、有害性のおそれがある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外にどのくらい運び出されたかなどのデータを把握・集計し、公表する仕組みです。

平成 22 年度の、化学物質の排出量・移動量は 1,491 トンでした。最も排出量・移動量が多いのは輸送用機械器具製造業（全体の 52.0%）でした。

広島市において排出量・移動量の多い物質

